



令和8年1月7日

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月7日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社  
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1  
代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

##### 自動車の使用の停止処分（8営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	山鼻	3両 ×	20日	室蘭	室蘭	1両 ×	60日
札幌	千歳	3両 ×	20日	帯広	札内	1両 ×	60日
函館	北桧山	1両 ×	60日	北見	清里	1両 ×	60日
旭川	乙忠部	2両 ×	57日	北見	訓子府	1両 × 2両 ×	53日 52日

#### 3. 処分日

令和8年1月7日（水）

##### 【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL : 011-290-2744